

令和 5 年 11 月 24 日

平戸市長 黒田 成彦 様

平戸市政治倫理審査会

会長 小林 洋介

審査結果について（報告）

令和 5 年 5 月 19 日付けで調査請求があった事項について、審査を行ったので、平戸市政治倫理審査会条例第 6 条第 2 項の規定により、審査の結果を報告します。

記

1 審査請求の対象となる議員の氏名

竹山 俊郎 議員

2 審査請求の対象となる事由の該当条項

① 平戸市議会議員政治倫理条例第 3 条第 1 号

（市民全体の奉仕者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと）

② 平戸市議会議員政治倫理条例第 3 条第 3 号

（市が行う許可、認可、請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等を推薦、紹介する等、その地位を使用して不正にその影響力を行使しないこと）

③ 平戸市議会議員政治倫理条例第 3 条第 6 号

（市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと）

3 審査請求の対象となる内容

竹山俊郎議員は令和 5 年 3 月 16 日開催の平戸市議会総務厚生委員会において、「平戸市消防団活動に係る原材料支給に関する実施要綱」施行後、消防団が行った原材料支給のための申請及び同申請に対する平戸市長の支給決定内容について異議を述べ、「池の修理は受益者がするという確約を取るなら賛成する」、「要綱から生コン支給は消して」、「要綱にため池を水利として利用しないよう加えて」、「条件整備をし、その覚書を交わして、

委員会で内容を確認するまでいいとは言えない」などと発言し、令和5年3月20日「要件が整うまで材料支給は不可能」との通知なる書面を発出せざるを得ない状況を作り出し、その結果として支給申請を取り消さざるを得ない状況を作り出した一連の行為が平戸市議会議員政治倫理条例に違反する。

4 審査の結果 別紙のとおり

審査の結果

1 審査の結果

審査会は、審査に付された今回の案件が、平戸市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条第1号「市民全体の奉仕者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」及び同条第3号「市が行う許可、認可、請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等を推薦、紹介する等、その地位を使用して不正にその影響力を行使しないこと」、並びに同条第6号「市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと」の政治倫理に違反する行為であるか否かについて、公平かつ慎重に審査を行った。

審査の経過及び内容は、次のとおりである。

（1）第1回審査会 令和5年6月23日（金）

会長及び会長職務代理者を選出した後、政治倫理審査会及び関連する条例、並びに全国各市の政治倫理違反案件の状況について事務局より説明を受け、内容を確認した。あわせて今回請求されている案件について、概要説明を事務局より受け、各委員の所見を述べた。また、当該市議会議員の発言内容及び令和5年3月16日開催の平戸市議会総務厚生委員会での内容を確認するため、次回審査会において、平戸市議会事務局からの会議録等の提出、及び関係職員として平戸市議会事務局職員、平戸市消防本部職員の出席を求めることとした。

（2）第2回審査会 令和5年7月12日（水）

平戸市議会事務局より提出された先の総務厚生委員会の会議概要が平戸市議会事務局職員への聴取により真正であることを確認した。また、平戸市消防本部職員への聴取により、平戸市消防団活動に係る原材料支給に関する実施要綱制定時に溜池堤体へのコンクリート打設に係る諸問題を把握できていなかったことを確認した。あわせて申請された原材料支給について、総務厚生委員会での出席委員からの指摘を踏まえ、一旦保留として申請者に対し説明を行ったが、本件への対応については当該市議会議員からの働きかけとしての結果ではなく、消防本部として決定を行ったとのことであった。

(3) 第3回審査会 令和5年7月28日(金)

令和5年7月20日付け、調査請求者より条例第7条の規定に基づく調査請求に関する申立書が平戸市議会議長あて提出されたことを受け、その取扱いについて協議した。協議の結果、次回にて調査請求者の出席を求めることとした。

(4) 第4回審査会 令和5年8月17日(木)

調査請求者に出席を求め、調査請求書を提出するに至った経緯及び政治倫理違反となる行為等について聴取した。その後、調査請求書の内容、関係職員及び調査請求者からの聴取内容をもとに、対象となる事由の政治倫理違反の存否について協議した。

(5) 第5回審査会 令和5年9月26日(火)

前回に引き続き、対象となる事由の政治倫理違反の存否について協議した。協議の結果については、次のとおり。

- ①条例第3条第1号違反について
認められない。
- ②条例第3条第3号違反について
認められない。
- ③条例第3条第6号違反について
認められない。

(6) 第6回審査会 令和5年10月24日(火)

調査結果報告書の確認を行い、市長に提出することについて承認を得た。

2. 審査の結論

(1) 政治倫理違反行為の存否について

①条例第3条第1号違反について

(市民全体の奉仕者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと)

条例に規定されている品位と名誉を損なう一切の行為については抽象的であり、そのような行為が存するのか審査会として協議した。当該市議会議員の発言については、市議会における言い回しとしては荒い印象は受けるものの、溜池堤体にコンクリート打設を行う安全性の確保や万一の事故の場合のリスク管理への懸念を第一に考えた発言であり、担当部署である消防本部

としても予見していなかった事案であった。また、事前の農林部署との調整も十分ではなかったため、総務厚生委員会における答弁も不十分であったことは事実である。当該市議会議員の発言により問題提起はなされたものの、他の議員も安全性の確保等について疑問を投げかけている。加えて、当該市議会議員の発言がその職に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為であるかについては、そこまでは言い難い。

以上を踏まえ、本件については、政治倫理違反とは認められないとの結論に至った。

②条例第3条第3号違反について

(市が行う許可、認可、請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等を推薦、紹介する等、その地位を使用して不正にその影響力を行使しないこと)

コンクリートの原材料支給については、多くの議員から意見があり総務厚生委員会でその取扱いについて決定された。これは、当該市議会議員の地位を利用した不正な影響力によるものではなく、総務厚生委員会として決定されたものであるため、本件については、政治倫理違反とは認められないとの結論に至った。

③条例第3条第6号

(市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと)

関係職員への聴取においては、当該市議会議員からの職務執行の妨げがあったかのような認識は認められず、理事者としては市議会に対し真摯に対応する責務がある。総務厚生委員会での審議が長時間になったことは事実であるが、十分かつ丁寧な説明を行うことを理事者には求められる。従って、当該市議会議員の発言をもって、市職員の公正な職務執行を妨げ、権限または地位による影響力を不正に行使するよう働きかけたことは認められず、以上を踏まえ、本件については、政治倫理違反とは認められないとの結論に至った。

(2) 附帯意見

本件に関し、計6回の審査会を開催した。協議の中で、市側の市議会への説明や関係部署との事前調整などが不十分であったことに課題があるのではないかと意見が交わされた。

また、既になされた原材料支給の処分について議論され結果的に支給が保留され、申請者が取下げを行っており、その支給決定の効力の是非については本審査会で議論すべき事案ではないが、一旦処分された行為が瑕疵なく保留になる決定は申請者に対して相応の負担を強いることになるため、その取扱いについては十分に留意願いたい。

最後に、本調査請求は 700 名を超す市民の署名をもって提出されていることを鑑みれば、平戸市議会としてもその事実を重く受け止め、今後も市民の負託に応えるよう議会運営に資していただきたい。